



2026年3月2日

各位

会社名 株式会社サーラコーポレーション
代表者名 取締役社長 兼 グループ代表・CEO
神野 吾郎
(コード番号2734 東証プライム市場、名証プレミアム市場)
問合せ先 総務部総務・IR グループマネージャー
市川 伸一
(TEL. 0532-51-1182)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2026年3月2日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主還元の強化と資本効率の向上を図るとともに、本日公表いたしました当社普通株式の売出しに伴う一時的な株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を決定いたしました。

本自己株式取得を通じて、機動的な資本政策を遂行し、資本構成の最適化によるEPS（1株当たり利益）及びROE（自己資本利益率）の改善を推進することで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、本自己株式取得により取得した自己株式の一部については、本日公表いたしました従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入に基づく自己株式の処分に充当することを予定しております。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.11%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2026年3月4日（水）から2026年11月30日（月）まで
ただし、2026年3月6日（金）以降、2026年4月10日（金）までの期間については、取得を行わない。 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 取得方法 株式会社東京証券取引所における市場買付け
- ① 立会取引市場における市場買付け
 - ② 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付け
- (6) その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 兼 グループ代表・CEO 神野 吾郎に一任する。
- (注1) 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。
- (注2) 当社が ToSTNeT-3 による自己株式の取得を決定した場合には、事前に公表した上で実施いたします。
- (注3) 2026年3月4日(水)から2026年3月5日(木)までの期間において、ToSTNeT-3による自己株式の取得を実施する場合があります。当社が当該自己株式の取得を決定した場合、当社普通株式を政策保有目的で保有する一部の株主が、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。

(ご参考) 2026年3月2日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	64,216,746 株
自己株式数	1,824,401 株

(注) 自己株式数には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が保有する当社株式 1,810,008 株が含まれております。なお、2026年2月1日から2026年3月2日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。